

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

熊谷市長

## 公表日

令和2年6月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>熊谷市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産（預貯金・保険等）、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果（却下）通知書を届出者へ通知する。</p> <p>安定した職業についてしたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額を基に算定した就労自立給付金を支給する。</p> <p>特定の教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる対象の被保護者からの申請を受け、進学準備給付金を支給する。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表第一の15の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>1. 番号利用法第19条第7号 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)          (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)          ・別表第二省令第8条第1号イ、第2号イ          ・別表第二省令第9条第1号ニ、第3号ロ、第4号ニ、第5号          ・別表第二省令第11条第1号ニ、第2号ロ、第3号、第4号イ          ・別表第二省令第12条第1号又、第2号チ、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号チ、第8号又          ・別表第二省令第13条第2号イ          ・別表第二省令第14条第3号イ          ・別表第二省令第17条第1号          ・別表第二省令第19条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号          ・別表第二省令第20条第4号、第5号、第7号、第8号、第10号ロ、第11号          ・別表第二省令第21条第1号ハ、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号          ・別表第二省令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号          ・別表第二省令第23条第1号          ・別表第二省令第24条第1号          ・別表第二省令第25条第8号ロ          ・別表第二省令第26条の4第1号          ・別表第二省令第27条第3号イ          ・別表第二省令第28条第1号ハ          ・別表第二省令第32条第1号イ、第2号イ          ・別表第二省令第33条第3号          ・別表第二省令第35条第1号          ・別表第二省令第39条第1号          ・別表第二省令第44条第1号又、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号          ・別表第二省令第47条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22号イ、第23号イ          ・別表第二省令第52条          ・別表第二省令第53条第1号ホ、第2号ニ、第3号ハ          ・別表第二省令第55条第1号リ、第6号ヘ、第7号ハ、第9号ホ、第10号ハ、第11号ホ          ・別表第二省令第59条の2第1号リ          ・別表第二省令第59条の3第1号イ、第2号イ</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠)          ・別表第二省令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>
	5. 評価実施機関における担当部署
①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市福祉部生活福祉課総務係 電話048-524-1111 内線507

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I - 3 - 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事後	
平成28年7月27日	I - 4 - ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	事後	
平成28年7月27日	I - 5 - ②所属長	山崎 実	龍前 毅	事後	
平成28年7月27日	I - 7 請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	事後	
平成28年7月27日	I - 8 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	事後	
平成29年4月1日	I - 5 - ①部署	福祉部 福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	
平成29年4月1日	I - 5 - ②所属長	龍前 毅	橋本 肇	事後	
平成29年4月1日	I - 8 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部生活福祉課保護第1係 電話048-524-1111 内線482	事後	
平成30年4月1日	I - 5 - ②所属長	橋本 肇	野村 和弘	事後	
平成30年4月1日	I - 8 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部生活福祉課保護第1係 電話048-524-1111 内線482	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部生活福祉課総務係 電話048-524-1111 内線507	事後	
平成30年4月1日	II - 1 いつ時点の計数か	平成28年7月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II - 2 いつ時点の計数か	平成28年7月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。  安定した職業について生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。  番号法別表第二に基づいて、熊谷市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。  安定した職業について生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額を基に算定した就労自立給付金を支給する。  特定の教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる対象の被保護者からの申請を受け、進学準備給付金を支給する。  番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	H30.6.8の法令改正に伴う制度変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の15の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号	事前	H30.6.8の法令改正に伴う制度変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	1. 番号利用法第19条第7号 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第8条第1号イ、第2号イ ・別表第二省令第9条第1号ニ、第3号ロ、第4号ニ、第5号 ・別表第二省令第11条第1号ニ、第2号ロ、第3号、第4号イ ・別表第二省令第12条第1号リ、第2号ト、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号ト、第8号ヌ ・別表第二省令第14条第3号イ ・別表第二省令第17条第1号 ・別表第二省令第19条第1号ヌ、第2号、第3	事後	H30.6.8の法令改正に伴う制度変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・別表第二省令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号ロ、第10号 ・別表第二省令第21条第1号ハ、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号 ・別表第二省令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第10号、第11号 ・別表第二省令第23条第1号 ・別表第二省令第24条第1号 ・別表第二省令第26条の4第1号 ・別表第二省令第27条第3号イ ・別表第二省令第28条第1号ハ ・別表第二省令第32条第1号イ、第2号イ ・別表第二省令第33条第3号 ・別表第二省令第35条第1号 ・別表第二省令第39条第1号 ・別表第二省令第44条第1号ヌ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 ・別表第二省令第47条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ ・別表第二省令第52条 ・別表第二省令第53条第1号ニ、第2号ニ、第3号ハ ・別表第二省令第55条第1号リ、第6号ヘ、第7号ハ、第9号ホ、第10号ハ、第11号ホ ・別表第二省令第59条の2第1号リ ・別表第二省令第59条の3第1号イ、第2号イ  (別表第二省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	H30.6.8の法令改正に伴う制度変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	野村 和弘	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	連携する住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	連携する住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・委託しない	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査		自己点検・内部監査	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	様式改正のため
令和1年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号ロ、第10号 ・別表第二省令第24条第1号 ・別表第二省令第26条の4第1号 28条第1号ハ ・別表第二省令第47条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ ・別表第二省令第53条第1号二、第2号二、第3号ハ	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号ロ、第10号、第11号 ・別表第二省令第24条第1号 ・別表第二省令第25条第8号ロ ・別表第二省令第26条の4第1号 28条第1号ハ ・別表第二省令第47条第1項第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22号イ、第23号イ ・別表第二省令第53条第1号二、ホ、第2号二、第3号ハ	事後	R1.9.30の法令改正に伴う制度変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第7号 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項)  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条第1号リ、第2号ト、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号ト、第8号ヌ ・別表第二省令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号ロ、第10号、第11号 ・別表第二省令第21条第1号ハ、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号 ・別表第二省令第53条第1号二、ホ、第2号二、第3号ハ	1. 番号利用法第19条第7号 別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)  (別表第二省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令第12条第1号ヌ、第2号チ、第3号ハ、第4号リ、第5号、第6号チ、第8号ヌ ・別表第二省令第13条第2号イ ・別表第二省令第20条第4号、第5号、第7号、第8号、第10号ロ、第11号 ・別表第二省令第21条第1号ハ、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号 ・別表第二省令第53条第1号ホ、第2号二、第3号ハ	事後	根拠法令の記載の修正のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しのため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しのため